

I 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

長野県は、昭和 55 年（1980 年）年に策定した長野県婦人行動計画から、第 3 次男女共同参画計画まで、35 年余りにわたり男女共同参画社会の実現に向けた施策を行ってきています。

その結果、男女共同参画社会に対する理解は深まりつつありますが、未だに固定的性別役割分担意識が根強く残っているなど、男女の平等感を実感できるまでには至っていません。また、男性中心型の労働慣行等が根強く残っており、女性が仕事と家庭を両立することを困難にする原因となっています。

少子化による生産年齢人口の減少が進み、将来の労働力不足が懸念されるとともに、県民のニーズが多様化するなかで、新たな価値を創造して、社会の活力を維持していくためには、早急に女性の活躍を推進することが重要となっています。また、長時間労働の削減など働き方を見直し、男女が互いに責任を分かち合いながら家庭や地域社会での役割、貢献を果たすことが求められています。

また、健康長寿県として、すべての年代の男女が多様なライフスタイルの希望を実現することができ、健康で生きがいを持って活躍できる社会をつくる必要があります。

この計画は、こうした社会環境の変化や課題を踏まえ、男女共同参画をより効果的に推進するための指針とするものです。

2 基本理念

長野県男女共同参画社会づくり条例（平成 14 年条例第 59 号）第 3 条から第 8 条までには、男女共同参画社会づくりのために、県民、事業者、県が共有すべき基本的な考え方として次の 6 項目が明記されており、本計画においても基本理念に位置づけるものとします。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ③ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ④ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ⑤ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑥ 国際社会の動向を踏まえた取組

3 計画の性格

本計画は、男女共同参画基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定及び長野県男女共同参画社会づくり条例に基づいて、本県が策定する男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的な計画です。

また、本計画は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づいて、本県が策定する女性の職業生活における活躍の推進に関する計画です。

※ 女性の職業生活における活躍に関する事項については、「V 目標と推進施策の展開」

中の該当する項目等に「【女性活躍推進】」と表示しています。

本計画は、長野県男女共同参画社会づくり条例の趣旨にのっとり、県が直接行う取組にとどまらず、男女共同参画社会づくりを促進するため、県民、事業者、市町村等の積極的な取組が行われるよう期待しています。

4 計画の期間

平成 28 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年度とする 5 か年間を対象とします。

なお、社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は必要に応じて計画を見直します。

5 計画の進行管理

本計画に基づく施策の実施状況や男女共同参画社会づくりの推進状況については、毎年その概要をまとめて公表します。

設定した数値目標をもとに、施策の効果を検証し、点検・評価します。また、その結果を次年度以降の取組に反映させる仕組み（P D C A サイクル）を確立します。